

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、観音寺市柞田土地改良区の土地改良事業（農地耕作条件改善事業（ほ場整備事業）寺井地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において令和4年1月12日から同年2月1日まで縦覧に供する。

令和4年1月7日

香川県知事 浜 田 恵 造